

第122回定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面
交付請求による交付書面に記載しない事項)

会社役員に関する事項

- (1) 責任限定契約の内容の概要
- (2) 役員等賠償責任保険
契約の内容の概要

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための
体制および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

2024年6月5日

いすゞ自動車株式会社

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員（５名）との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員ならびに一部の関連会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務として行った行為に起因して、保険期間中に第三

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	188百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	585百万円

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査時間および配員計画、従前の事業年度における職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 重要な子会社のうち、国内の子会社につきましてはEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっており、また海外の子会社につきましてはErnst & YoungまたはDeloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、保証業務や各種コンサルティング業務等を委託し、報酬を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人を解任することまたは再任しないことを株主総会に提出する議案の内容として決定するものとします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の適正な職務の遂行に重大な支障が生じたと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するものとします。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。
- ・「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
- ・社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、リスクマネジメント部がコンプライアンスに係る事項を管理・推進し、各部門の代表者が出席する「品質・コンプライアンス推進会議」を通じてその活動を全社に展開する。また、監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保する。
- ・監査部は、「コンプライアンス」、「リスク管理体制」、「コーポレートガバナンス」等に関連する経営諸活動の状況を、独立的な立場で公正かつ客観的に評価し、改善指示・要望を行うことにより、会社が社

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

< 決議の内容の概要 >

- ・「リスク管理規程」に従い、3線防御体制に基づき、第1線である各部門長がリスクオーナーとして業務執行を通じ、グループ企業を含むリスクの予防的取組や顕在化事象への対応を行い、第2線であるグループCRMO・リスクマネジメント部が、グループ全体のリスク管理体制を構築し、第1線によるリスクへの対応を管理・監督する。また、第3線である監査部が部門・グループCRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断する。
- ・グループCRMOは、代表取締役および取締役会に対して、定期的にリスク管理の状況について報告し、代表取締役または取締役会から指示があった場合には、これに従う。なお、グループCRMOは、自ら必要と判断した場合、代表取締役および取締役会に対して、随時リスク管理の状況について報告する。
- ・グループCRMOは、「リスク管理確認会議」を定期的に主催し、リスクの予防的取組の進捗状況、顕在化したリスクを把握し、対策やリスク認識の不断の見直しを行う。そのリスク管理状況については、取締役会にて定期的に把握・評価し、また、経営に与える影響が大きい危機に際しては、グループCRMOが責任者となり、その危機対応（体制を含む。）を決定・実施し、影響の最小化、企業価値毀損の低減を図る。

< 運用状況の概要 >

- ・3線防御体制をベースとしたグループCRMOによるリスク管理体制の下、リスク管理規程に基づき、第1線は重点リスクを中心とした「予防的取組」の計画を策定し取組を推進している。
- ・グループCRMOは第2線として定期的に主催するリスク管理確認会議において、インシデントの把握に努めるとともに、第1線による「予防的取組」計画の活動状況の確認を実施している。
- ・第3線である監査部は部門・グループCRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断している。
- ・経済情勢変動、製品品質管理および労働安全等の重点リスクにおいて直ちに事業運営に大きな影響をあたえるインシデントの発生はなかったものの、今後も継続注視していく。
- ・重要と認識したインシデントについては、グループCRMO指名メンバーによる対応体制を構築し、部署間連携にて情報共有や課題解決を適宜実施している。
- ・経営会議において、リスク管理確認会議の結果を含む当事業年度の全社リスク管理対応実績の情報共有と評価を定期的実施し、取締役会は、その結果の報告を受けた。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・当社および当社グループは、社会からその存在価値を認められ、信頼を得るため、経営理念体系として「ISUZU ID」を掲げるとともに、「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員がこれらを踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
- ・当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請するとともに適切なリスク管理体制の整備やリスク対応を要請する。
- ・「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し、当社グループの業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
- ・当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
- ・グループ企業の内部監査は、当社内部監査規程を準用して実施し、また、事業管理を担当するグループ企業事業管理管轄部署に対して必要な通知、依頼および報告を行う。ただし、監査機能が設置されているグループ企業については、内部監査結果に依拠する。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷く。

< 運用状況の概要 >

- ・経営理念体系「ISUZU ID」および「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」ならびに「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を当社および当社グループ企業が遵守するように徹底を図っている。
- ・グループ企業に対するコンプライアンス推進活動として、国内グループ企業各社のコンプライアンス担当者をメンバーとしたグループ企業コンプライアンス推進会議を原則毎月開催し、グループ企業各社のコンプライアンス体制の整備を推進するとともに、グループ全体での活動レベルの均一化を図るため、各社間での情報交換による活動内容の共有化を行い、グループ全体のコンプライアンスのレベルアップを行った。V 豈尔文庄聚叔ほ鷲 ~
- ・当社および業箕 番茶ヤ 一建, 言

<p>(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>< 決議の内容の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会からの要請に従い、当社の社内組織として「監査等委員会グループ」を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配属する。 <p>< 運用状況の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会グループを設置し、複数の補助使用人を配属している。業務の内容は監査の実効性確保を目的とした監査等委員会の職務の補助であり、監査等委員会監査に係る庶務事項ならびに監査等委員会および経営監査会議の事務局業務等も行っている。
<p>(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>< 決議の内容の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、当該使用人を監査等委員会の指揮命令下に置くとともに、その人事異動、人事考課および賞罰について監査等委員会の事前同意を得る。 <p>< 運用状況の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会補助使用人規則を制定し、監査等委員会グループ所属員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保を定めている。 ・ 監査等委員会グループ専任の所属員の配属、異動および人事考課について、事前に監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員会の同意を得て実施している。
<p>(8) 当社およびその子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制</p> <p>< 決議の内容の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会に対し、当社および当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査等委員会と協議して定める事項を報告するとともに、監査等委員会の求めに応じて、随時、必要かつ十分な情報を監査等委員会に開示し、または報告する体制を敷く。 ・ 当社の監査等委員会および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的開催する連絡会に対し、適宜協力を行う。 <p>< 運用状況の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会で定めた当事業年度監査計画および監査等委員会監査の実効性確保に関わる要望事項は、取締役会に報告され、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し監査等委員会監査への理解と協力が要請された。このなかで、常勤の監査等委員は経営会議等重要な会議へ必要に応じて出席することとし、また、監査等委員会への報告等に関する体制として、監査等委員会との協議により定めた定例的または臨時的に報告すべき事項や、内容の定期聴取や閲覧を求める会議議事録、資料等が具体的に提示され、これらの事項は監査等委員会の日常監査において円滑に実施された。 ・ 監査等委員会から説明や報告の要求があれば応じるように、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知しており、必要に応じて監査等委員会に速やかに説明や報告を行った。 ・ 特定の国内グループ企業の常勤監査役と当社の常勤監査等委員をメンバーとするいすゞグループ常勤監査役連絡会を定期的開催し、当社グループにおける監査等委員会監査および監査役監査の進め方に関する共有化および情報交換が行われた。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・ 前項に基づき監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の役員・従業員に周知徹底する。

< 運用状況の概要 >

- ・ 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことの禁止を周知徹底しており、当該理由で不利な取扱いを行った事例は確認されていない。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

< 決議の内容の概要 >

- ・ 監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保する。

< 運用状況の概要 >

- ・ 監査等委員である取締役の職務の執行に関して生ずる費用について、発生後円滑に支払った。
- ・ あらかじめ計上された予算を緊急または臨時に超える場合、監査等委員である取締役がこれを会社に請求することが出来る体制が整えられている。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・ 監査部のレポートライン（報告経路）について、取締役社長

連結株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで） (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	40,644	42,048	1,021,771	3,234	1,101,230
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			66,857		66,857
親会社株主に帰属する当期純利益			176,442		176,442
連結子会社の決算 期変更の影響					

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

97社

主要な連結子会社の名称

いすゞ自動車販売(株)

いすゞ自動車近畿(株)

いすゞ自動車首都圏(株)

UDトラックス(株)

いすゞ モーターズ アメリカ エルエルシー

連結の範囲の変更

いすゞルスは、当社が保有する全株式の譲渡契約の締結により、連結の範囲から除外しています。

いすゞ特装開発株式会社は清算終了により、連結の範囲から除外しています。

いすゞグローバルサービスシステムズ エルエルシーは、新規設立のため連結の範囲に含めています。

持分法の適用範囲の変更

連結子会社であったいすゞルスの株式譲渡契約の締結に伴い、同社が持分法適用の関連会社としていた、いすゞソラズエルエルシーを持分法適用の範囲から除外しています。

岩手自動車塗装株式会社は全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しています。

関連会社
持分法を適用しない理由

鈴木運輸(株)
上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社12社の決算日は、主として12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、国内子会社31社、在外子会社54社の決算日は連結決算日と一致しています。

なお、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、いすゞベトナムカンパニーリミテッド、いすゞモーターズヨーロッパN.V.及

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定額法。一部、定率法によっています。

(リース資産を除く)

無形固定資産

定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間(5年~15年)に基づく定額法によっています。

(リース資産を除く)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また在外連結子会社は、個別判定で計上しています。なお、連結会社相互の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当であり、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上しています。

メンテナンス引当金

リース契約等に基づき、リース期間中に発生が見込まれるリース車両整備費用等のメンテナンス原価の支出に備えるため、発生見込総額のうち既経過リース期間に対応する額を計上しています。

役員株式給付引当金

取締役等への当社株式の給付に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき給付見込額を計上しています。

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

- a. 為替予約及び通貨オプション
振当処理（要件を満たしていないものを除く）
- b. 金利スワップ、金利オプション
繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
- b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金

ヘッジ方針

当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用しています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しています。

その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内外において、大型トラック・バス（以下「大型・中型CV」）、小型トラック（以下「小型CV」）、ピックアップトラック及びその派生車（以下「LCV」）のほか、産業用エンジン、トランスミッション及び駆動系のコンポーネントを中心としたパワートレイン、部品の販売、整備・サービス及び中古車の販売等（以下「その他」）を主要な事業としています。

国内向けの大型・中型CV、小型CV、産業用エンジン、コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、主に引渡時等に収益を認識しています。

海外向けの大型・中型CV、小型CV、LCV、産業用エンジン、コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、製品を船積みした時点等に収益を認識しています。

整備・サービス及び中古車の販売等については、サービス提供が完了した時点又は顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、引渡時等で収益を認識しています。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間で定額法により償却を行っています。

その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法または定率法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

市場措置（リコール等）に関連する債務

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額
市場措置（リコール等）に関連する未払費用	14,308百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、国内外の各工場で世界的に認められている厳格な品質管理基準に従って各種の製品を製造しています。品質の維持及び改善のため、当社グループは「品証・CS委員会」を通じて、不具合情報の早期発見と共有、品質向上のための全社横断的検討、全社的な品質マネジメントの運用状況の監視を実施しています。

当社グループでは、製品のリコール等が発生した際にその費用の支出に充てるために、未払費用を計上しています。

当該未払費用は、リコール等となる見積り対象台数に台当たり市場措置額を乗じることで算出しています。

リコール等に関連する債務の算出に用いた主要な仮定は、個別案件ごとの見積り対象台数、台当たり市場措置額です。

見積り対象台数は、主務官庁への届出等に基づく台数に個別の無償補修作業の実施率を考慮すること等によって算出をしています。台当たり市場措置額は、主務官庁への届出等に基づく個別の無償補修作業に必要となる部品代、作業工数等を見積ることによって算出しています。

これらについて、当社グループは個々のリコール等に対する実際の費用の発生状況を精査することによって継続的に見直しています。

当社グループは、リコール等に関連する債務について妥当な算定ができており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

しかしながら、リコール等に関連する債務の見積りにあたっては、主要な仮定の見積りにおいて不確実性が存在することから、実際のリコール等の費用が見積りの金額から乖離した場合等においては、見積り額の修正が必要となる可能性があります。

また、万が一大规模なりコール等を新たに実施する場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。

資産グループ	勘定科目	連結貸借対照表計上額
--------	------	------------

各新興市場の経済状況について、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積り及び仮定に重要な影響を及ぼし、当該新興市場向けのC V・L C V等製造のために子会社が取得した有形固定資産について減損をもたらすリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,391,998百万円

2. 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っています。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、57,981百万円です。

普通株式

777,442,069株

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基 才 月 月
----	-------	-------	-----------------	--------------	------------------

社債

相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

	大型・中型 CV	小型CV	LCV	産業用エン ジン	その他	合計
国内	389,900	133,830	-	64,840	402,567	991,138
海外	416,237	594,800	995,310	49,720	221,066	2,277,134
顧客との契約か ら認識した収益	806,137	728,630	995,310			

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、大型・中型CV、小型CV、LCVを中心としたCV・LCV及び産業用エンジン等を販売しており、国内、海外の販売会社及び需要者を顧客としています。

産業用エンジンは、国内及び海外の産業機械メーカーを顧客としています。

当社グループは、販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (注)1	375,170	396,285
契約資産 (注)1	674	-
契約負債 (注)2	10,514	12,378

	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
1年以内	113,143
1年超	52,426
合計	165,569

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,644	49,855	49,855	658,080	658,080	3,202	745,378
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				66,857	66,857		66,857
当期純利益				152,383	152,383		152,383
自己株式の取得						50,012	50,012
自己株式の処分							

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法（一部について評価減を行っています）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
（リース資産を除く）

定額法。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しています。

無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5～15年間）に基づく定額法によっています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。

5. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上していません。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

製品保証引当金	製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当であり、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
役員株式給付引当金	取締役等への当社株式の給付に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき給付見込額を計上しています。

6. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	<ul style="list-style-type: none"> a. 為替予約及び通貨オプション 振当処理（要件を満たしていないものを除く） b. 金利スワップ、金利オプション 繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理
ヘッジ手段とヘッジ対象	<ul style="list-style-type: none"> a. ヘッジ手段 金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション b. ヘッジ対象 外貨建債権債務、借入金
ヘッジ方針	当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用しています。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しています。

その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

8. 収益及び費用の計上基準

当社は国内外において、大型トラック・バス（以下「大型・中型CV」）、小型トラック（以下「小型CV」）といったCVのほか、産業用エンジン、トランスミッション及び駆動系のコンポーネントを中心としたパワートレイン（以下「エンジン・コンポーネント」）、部品の販売を主要な事業としています。

国内向けの大型・中型CV、小型CV、産業用エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、引渡時等に収益を認識しています。

海外向けの大型・中型CV、小型CV、産業用エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、製品を船積みした時点等に収益を認識しています。

9. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理する方法を採用しています。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

11. 会計上の見積りに関する注記

市場措置（リコール等）に関連する債務

当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額
市場措置（リコール等）に関連する未払費用	8,553百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

の金額の算出方法は、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計上の見積りに関する注記 市場措置（リコール等）に関連する債務」の内容と同一のため、注記を省略しています。

関係会社株式等の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

投資先	貸借対照表計上額
中国に拠点を置く製造子会社の出資金	14,731百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は新興国を含む多様な国に事業投資を行っています。関係会社株式等について、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は、関係会社株式等に対する減損処理を行い、実質価額をもって貸借対照表価額としています。

関係会社株式等の実質価額は、原則として一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された発行会社の直近の計算書類にその後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項を加えたものを基礎に、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じることにより算定しています。

関係会社株式等について、実質価額が著しく低下したときとは、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合としています。

回復可能性の判定が必要な場合は、事業計画等による回復可能性の判定を行います。回復可能性の判定に用いる事業計画の見積りに重要な影響を与える仮定は、主に将来の販売見通しです。これらについて、当社は入手可能な最新の情報を基に継続的に見直しています。

回復可能性の判定を行った結果、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない関係会社株式等については、取得価額を実質価額まで減額します。

当事業年度において、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性の判定が必要な重要な関係会社株式等はありません。

自動車の需要は経済状況の影響を強く受けるため、景気後退及びそれに伴う将来の販売見通しの悪化により将来の投資先の業績不振等が発生した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	562,830百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	347,749百万円
長期金銭債権	176,426百万円
短期金銭債務	106,172百万円
長期金銭債務	208百万円

3. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っています。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、57,981百万円です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	980,801百万円
仕入高	433,146百万円
販売費及び一般管理費	66,612百万円
営業取引以外の取引高	131,543百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自軽重天吾書に藿E 幣鑫用ています。

再評價株式齒嘩不 株主資本等変動à 憲係錫 八肖 夢奎 曉 注記 嘩幣頁2,495株差

額は、57,è 舊鑪 嬰

キの堰野女鞆 注記 嘩苧頁 子との差

繰延税金資産

未払費用見積計上

6,432百万円

会社等の名称	議決権等の 所有・ 被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
いすゞ自動車販売㈱	直接 100.0%	製品の販売 資金の貸付	車両・部品の販売 (注1)	483,891	売 掛 金	97,384
			資金の貸付 (注2)	368,331	短期貸付金	51,965
			資金の回収	352,583		
			資金の貸付 (注2)	12,536	長期貸付金	68,536
UDトラックス㈱	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	173,428	短期貸付金	72,643
			資金の回収	167,583		
			資金の回収	10,000	長期貸付金 (注3)	115,300
(株)IJTT	直接 100.0%	エンジン/駆動関係の鍛造 部品・鋳造部品の購入	原材料の購入 (注1)	133,453	買 掛 金	18,815
いすゞオーストラ リアリミテッド	直接 100.0%	製品の販売	車両・部品の販売 (注1)	77,572	売 掛 金	17,398
いすゞノースアメリカ・ポ レーション	直接 100.0%					

